

建築物石綿含有建材調査者講習のご案内

報道発表 平成30年10月23日

「石綿を含有する建材を建築物の解体時などに調査する者のための講習制度を創設します」
建築物石綿含有建材調査者講習登録制度が見直され、平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号が示されました。

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。

令和元年8月5日（月）厚生労働省（三省合同）より

「一般社団法人 環境科学対策センター」が、この登録制度に於ける講習機関として認可されました。

一般建築物石綿含有建材調査者講習 開催日程

会場名	会場場所	日程		申込 フォーム
北海道	北海道建設会館 〒060-0004 札幌市中央区北4条西3丁目1番地	座学講習1日目	令和4年11月21日（月）	
		座学講習2日目	令和4年11月22日（火）	
		筆記試験	令和4年11月23日（祝・水）	



詳細 および お申込みは事業専用ホームページ

<http://www.kankyokagaku.jp/>

をご確認ください。

環境科学対策センター

検索

一般社団法人 環境科学対策センター

〒530-0046 大阪府大阪市北区菅原町8番14号

専務理事 脇谷 壮太郎

TEL 06-6363-5880 FAX 06-6363-5331

E-MAIL info@kankyokagaku.jp

— 各コースの詳細 —

01 一般建築物石綿含有建材調査者コース（座学講習2日間）+3日目筆記試験

本講習は、2日間の座学を通じ関係法令や石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、通常の使用状態における建築物の石綿含有建材に関する調査に加え、解体作業等における事前調査にも対応した知識を学ぶ内容となっています。

講義終了後の筆記試験に合格した方には、『一般建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

02 実地研修コース（2日間 口述試験含む）

- ※一般建築物石綿含有建材調査者の資格を有する方を対象と致します
- ※『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます

本講習は、『一般建築物石綿含有建材調査者』の資格を有する方を対象に、実際の建築物を使った演習を通じて建物における調査の実務能力を取得する内容となっています。

実地研修終了後の口述試験に合格した方には、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

《よくある質問》

Q. この講習（実地研修コース）を受けると特定建築物石綿含有建材調査者になれますか？

A. 既に一般建築物石綿含有建材調査者を取得済みでしょうか？

→はい・・・こちらの実地研修を受講され、口述試験に合格すると
特定建築物石綿含有建材調査者を取得していただけます。

→いいえ・・・まずは一般建築物石綿含有建材調査者を取得していただき
取得後に実地研修コースへお申込みください。

▶▶ お申込みは当センターホームページから <https://www.kankyokagaku.jp/>

環境科学対策センター

検索

